

くらしの法律救急箱

第4回 ご近所のトラブル



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。
2006年、小島法律事務所開設。

隣の家に植えられている樹木が伸びて境界線を越えてきています。落ち葉にも困っているのですが、勝手に枝を切っても構わないでしょうか。

Q1

結論から言うと、法律上は、「竹木の所有者」に対して枝を切るように申し入れることができるのみで、勝手に枝を切除することは認められていません。

万一、隣家に「枝を切って欲しい」と依頼しても応じてくれない場合は、最終的には、枝の切除を求めて訴訟を提起するということになります。落ち葉に困るだけでなく、樋が詰まって補修のための費用が発生するなど「損害」が発生した場合には、あわせて損害賠償請求も検討することになるでしょう。

なお、樹木の「根」が境界線を越えてきた場合は、その所有者の承諾なしに切ってしまうことが可能と規定されています。ただ、根を切ることで樹木が枯れてしまうこともあり、現実の被害がないにもかかわらず根を切除すれば、「権利の濫用」という理由で逆に損

る権利がありますが、土地の一部を独占的に使用することを認めるものではありません。法律的には、共有者の持分の過半数の賛成によって使用方法を定めることとなります。

一時的に駐車することは許されるとしても、いわば駐車場代わりにすることは許されません。この方に対して駐車しないよう求め、損害が発生しているのであればその賠償を求める訴訟を提起することも可能ですが、訴訟には費用も時間も要することになります。当事者間での交渉が難しい場合は、警察の取締りを求めるのが現実的な対処法と言えます。

Q3

隣家のリフォームによって窓の位置が変わったため、隣家の2階から我が家のリビングを見通せるのではないかと心配です。隣家の2階の窓に目隠しを設置してもらうことはできるでしょうか。

A3

民法は、境界線から1m未満の距離に、他人の宅地を見通すことのできる窓や縁側(ベランダを含みます)

害賠償請求を受ける可能性もありますのでご注意ください。



Q2

我が家の敷地は公道に面しておらず、我が家を含む5名が私道を共有しています。住人の1人がこの私道に自動車を常時駐車するようになり、大変迷惑しています。何か対処法はあるでしょうか。

A2

私道の共有者はその持分に応じて土地全体を使用す

を設ける者は、目隠しを付けなければならないと定めています。したがって、まず、境界線からの距離が問題となり、また、1m未満の距離に窓があっても、こちらを見通すことのできないものであれば、目隠しの設置を求めることはできません。

なお、隣家がリフォームしたことが原因で、こちらの窓から隣家のリビングが見通せるようになってしまった場合はどうでしょうか。こちらの窓が境界線から1m未満の距離にあれば、法律上は、こちらに目隠しの設置義務があります。ただし、隣家があえてそのようにリフォームしていることから、目隠しの設置請求が「権利の濫用」とされ、設置義務を免れる場合もあるでしょう。

Q4

住民の中に自治会費を支払わない人がいるのですが、その地域に住んでいても自治会費は支払わなくてよいのですか。

A4

自治会への入会や退会は自由と解されており、自治